

プール学院大学短期大学部教育実習助成金規程

(目 的)

第1条 この規程は、プール学院大学短期大学部（以下「本学」という。）学生の教育実習助成金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣 旨)

第2条 教育実習助成金は、学生の教育実習の成果を評価し、支給するものである。

(対 象)

第3条 本学の学生で、教育実習を履修した学生であり、各学科より優秀であるとの推薦を受けた者を対象とする。

(人 数)

第4条 推薦人数は、各学科毎年若干名とする。

(推薦基準)

第5条 推薦基準は、各学科が別に定める。

(支給額)

第6条 支給額は、3万円を限度に支給し、在学中1回のみ申請できるものとする。

(申請方法)

第7条 学科の推薦を受けた申請者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、事務局学生課に提出するものとする。

(申請時期)

第8条 申請時期は、各期末1回とする。

(選考方法等)

第9条 教育実習助成金の選考および審議は、学生委員会が行う。

(支給決定)

第10条 教育実習助成金の支給は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

(事務所管)

第11条 教育実習助成金に関する事務は、事務局学生課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。